

裁判長  
認 印



調 書 (決定)

事件の表示	平成25年(ク)第999号
決定日	平成25年10月30日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	小 貫 芳 信 千 葉 勝 美 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当事者等	抗 告 人 橋 相 手 方 正
原裁判の表示	東京高等裁判所平成25年(ラ)第871号(平成25年7月31日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

平成25年10月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 丸 山 英 之 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 丸 山 英 之



平成25年10月7日

橋 殿

平成25年(ク)第999号

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官

丸山 英之



## 記録到着通知書

原裁判所から下記事件記録の送付を受けました。今後は、当裁判所で審理することになりますのでお知らせします。

なお、審理する上で書面を提出してもらう必要が生じたときは連絡します。その際には、提出する書面に当裁判所における事件番号（下記1）を必ず記載してください。

### 記

1 当裁判所における事件番号

平成25年(ク)第999号

2 当事者

抗告人 橋

相手方 正

3 原裁判所及び原審事件番号

東京高等裁判所

平成25年(ラ)第871号

当裁判所所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

電話 03-3264-8111 (内線 2272・2273・2279・2280・2281)

平成25年8月19日

## 特別抗告申立理由書

最高裁判所 御中

抗告人 橋

### 第1 抗告の概要

本抗告は、実質的に原審の法令違反をいうものではなく、原審の憲法第76条3項及び同第99条の違憲をいうものであり（原決定の法令違反については抗告許可申立理由書において述べる。）、原審の却下した本件文書提出命令申立てについての審理とその命令を求めるものである。

### 第2 事案の概要

- 1 抗告人は交通事故により後遺障害を負った者であり（甲24の1ないし2）、相手方は、平成25年7月に抗告人に対する行為による懲戒処分に対する審査請求も日本弁護士連合会より却下となっているが（疎3の1ないし2）、肩書所在地において法律事務所を開設する弁護士である。
- 2 基本事件本訴（東京地方裁判所平成23年（ワ）第17843号）は、相手方が、平成20年3月4日に虚偽を表示した契約書（甲59）を用いて抗告人との間に交通事故損害賠償請求事件の委任契約を締結したこと、同契約書の定めに基づき法律相談センターの契約承認を得たという虚偽の説明を行い抗告人から金品を得たこと、委任状の作成が必要であることを同年12月まで抗告人に伝えず法律的事務等を全て抗告人にさせたこと（甲265）、抗告人やその医師との相談期日を2度連続で欠席したこと、抗告人との紛議調停において預り品及び着手金名目の金を返還しようとしなかったこと、懲戒調査におい

て虚偽の証拠を提出するなどして抗告人の業務を妨害したこと等により損害を蒙ったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、①上記委任契約の着手金相当の賠償金、慰謝料及びこれに対する遅延損害金の支払いを求め、また民事訴訟法第134条の趣旨に基づき②上記委任契約に効力が生じていないことの確認を求めた事案である。

基本事件反訴（同第29638号）は、相手方が抗告人に対し、抗告人が電子メールや、紛議調停及び懲戒請求手続、及び警察署や法律相談窓口で相手方を誹謗中傷し業務を妨害し精神的損害を蒙ったなどと主張して、不法行為による損害賠償権に基づき、慰謝料及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案である。

- 3 原々審は、平成24年1月26日付け文書提出命令申立書（以下「第1事件申立書」という。）及び同年7月27日付け文書命令申立書（以下「第2事件申立書」という。）について、第1事件記の（4）記載の文書について提出を命じ、その余の申立てをいずれも却下したが、抗告人は、相手方がそれより前の口頭弁論において第1事件1（2）記載の文書（平林医師へのファックス送信記録）は所持していないという主張の根拠（乙96の1ないし4）を提出したことから、上記2件の文書を除き、原々審決定の主文2の取り消し及び、第1事件申立書記の1（1）、（3）、（5）記載の文書並びに第2事件申立書記の1記載の文書の提出を求め即時抗告した。
- 4 原審は上記即時抗告の請求の一部を却下し、一部を棄却したが、後者についての理由は、最高裁判所平成12年3月10日第一小法廷決定（最高裁判所平成11年（許）第20号、民集54巻3号1073頁。以下「本参照判例」という）を参照し、「証拠の採否の決定は、受訴裁判所の専権に属するものであって、証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立を却下する決定に対しては、上記必要性があることを理由として独立に不服の申立をすることはでき

ないと解するのが相当であり」、「上記各文書について、抗告人の本件抗告は許されないものと言うべきである」としたものであるが、その理由は次のとおり認められない。

### 第3 原審における憲法第76条3項及び第99条の違憲

- 1 原審が申立を却下した部分は、本参照判例のみを理由としているが、民事訴訟法第223条の7項は文書提出命令に関する決定について即時抗告ができることを定めており、また同条は裁判所が証拠調べの必要性がないとして却下の判断をした場合を抗告の対象から除外しておらず、証拠調べの必要性の有無に関する裁判所の決定とそれ以外の申立てに関する裁判所の決定が法令上によって区別されていることもない上、日本国憲法第76条3項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定め、裁判所は「憲法76条3項により客観的に存在する法令のみを基準として裁判することを一義的に命じられている」（前橋地方裁判所高崎支部、平成13年8月9日判決、平成12年（ワ）241号、裁判所ウェブページ公開判例）のであるから、明らかに憲法76条の3項の違憲であり認められない。
- 2 また裁判所法第3条が「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」と定めており裁判所は憲法に明記された事項について裁判を行う権限はないこと、及び上記憲法第76条の3項と、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と国民の基本的な人権を定めた憲法第32条、さらに、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する」と定めた国際人権規約B規約第26条(疎4。抄訳)を鑑みれば、憲法が定めた基本的な人権たる被裁判権（裁判を受ける権利）は、憲法または法令によらずして制限されてはならないのだから、

日本国国民である抗告人（疎5）の即時抗告の権利を制限した原審の決定は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めた日本国憲法第99条に反しており認められない。

### 3 本参照判例における違憲及び法令違反の存在

(1) 本参照判例は「(抗告代理人らの) 抗告理由の1」の申立てを却下した理由を「**【要旨1】** 証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、右必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできないと解するのが相当である。論旨は採用することができない」としたものであるが、その結論を導く法理論的過程が全く不明である上、次の理由で、判例として効力を生じているものではないと考えられる。

(2) すなわち裁判所は、「決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する」と定めた同第122条、「決定及び命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。」と定めた同第119条によれば、裁判所は決定及び命令に際し、「請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨（同第280条）」を書面に記すべきものとされているところ、本参照判例は、理由の1（要旨1）において「請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無」を記すという義務を果たしておらず、同第119条に基づけば、その決定の効力は生じていないと考えるべきである。

(3) また、本参照判例は上記3項に述べた理由と同じ理由で、民事訴訟法第223の7項及び裁判所法第3条に反しており、また憲法第76条の3及び同第99条に反し国民の被裁判権に制限を加えたものであり、認められない。

(4) 慣習法としての適格性を欠くことについて

- a) 本参照判例を扱った論文（疎6。「証拠調べの必要性の欠缺を理由とする文書提出命令申立却下決定と独立の不服申立て」九州大学川島四郎教授）においても、「本決定（本参照判例）のように法223条7項を限定解釈し独立の不服申立てを許さない手続処方を認めれば、この種の却下決定が濫用される恐れが生じる」と、本参照判例が裁判所の中立性を損ないかねないことが指摘されており、また実際に、最高裁判所平成15年6月12日第一小法廷決定（平成15年（許）第15号、判例時報1866号6頁）、同平成16年11月9日第三小法廷決定（平成16年（許）第24号及び第25号、判例時報1902号10頁）、同平成17年7月1日第二小法廷決定（平成17年（許）第17号、判例時報1938号8頁）では、原審の決定理由に本参照判例が参照されていたがために、文書提出命令申立て却下に対する抗告が最高裁判所まで争われている。
- b) またこのことは上記争訟の当事者（代理人弁護士ら）も本参照判例の効力を認めていなかったということを実に表しているものであり、本参照判例は慣習法としての適格性をも満たしていないと考えるべきである。

(5) 以上のことから、原審が最高裁判所判例のみを参照し、その他には却下の理由がないという場合はその決定の正当性は失われかねないということも明白であり、原決定は憲法第76条の3項に反しており認められない。

第4 本件文書提出命令申立の理由について

1 第1事件記の1（1）の文書について

(1) 抗告人は、相手方が契約相談の際に行った「6件の交通事故損害後遺障害認定の事件を代理した経験があり、そのうち5件で等級の上昇を得た」との旨の説明の真偽について相手方へ直接に釈明を求めていたが、相手方は釈明を行わず、また基本事件に提出された相手方の証拠をもってしても、代理した経験の存在は認められないことから、上記文書（事件記録等）は民事訴訟法第221条の2の「書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合」に該当するのであり、提出命令申立は認められるべきである。

(2) 相手方が文書の提出を行えるか否かは現時点では不明であるものの、抗告人の上記のメールが名誉棄損や業務妨害であるとする反訴を提起するなどしているという事実から考えても、上記の説明は虚偽だったという可能性は非常に高く、相手方が文書提出命令に従わないという事実をもって抗告人の主張の真実を証明するという方法は、民事訴訟法第224条の趣旨からしても正当である。

(3) また文書上の第三者のプライバシーの保護については、個人が特定されかねない部分についてブラインド化を行うことは認めるので、ブラインド化を行った上での文書提出の命令を求める。

## 2 同記1の(2)の文書について

(1) 抗告人が平成21年2月に紛議調停申立てを行ったところ（甲182）、相手方は、すぐさま事務所のファックス機を交換する段取りをつけた上、翌3日にはファックス機を下取りに出し（乙96の1ないし4。納品書及び下取り書）、ファックス送受信記録など（以下「本記録」という）を破棄したことが伺える。相手方は調停において、本記録を添付しないまま医師あてのファックスの文面（甲199）を提出したが、抗告人は医師本人が相手方のこ

とは知らないと言ったのを聞いていたことから、ファックスが送信されたか否か、及び同文書の成立の真正について争いとなっているものである。

(2) 紛議調停が申し立てられたという状況からすれば、相手方は本記録を保管してから機器を下取りに出すことも十分に可能だったのであり、もしあえて破棄したのであれば、民事訴訟法第224条の2項に基づき「文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき」であるとして抗告人の主張（相手方の債務不履行）が認められるべきであるが、相手方が「使用を妨げる目的」で破棄したか否か、本当に破棄したのか否かについて更なる争いが考えられること、また証人尋問が未だなされておらず、さらに抗告人側証人の証言が認められるかも分からない以上、抗告人の不法行為（懲戒手続きにおける虚言）などの不存在を証明するためには、相手方が同文書を提出すべきなのであり、第三者のプライバシー保護の観点からは、前記1項と同様に、ブラインド化をした上での提出は認めるが、却下は認められない。

### 3 同記1の(3)の文書について

(1) 同文書は、相手方が懲戒調査終盤になって、業務の検討を行っていたという証拠として提出した「異議申立書の骨子」と題する手書きのメモ（乙241の2）の原本であり、その副本には裏返しの新聞記事が写り込んでおり、記事見出しなどが読みとれるものである（新聞の発行日付までは読み取れない）。

(2) 同文書も懲戒調査の際から、その成立についての争いがあり、その真正は同文書の原本を確認することにより明らかになる可能性があること、またメモの内容は抗告人の事件に関する内容のみであり第三者のプライバシーを侵害するおそれもないこと、また民事訴訟法第220条1号の「(相手方が) 引用した文書を自ら所

持するとき」に該当することから、抗告人は、相手方の文書提出義務に基づき文書の提出を求める。

4 同記の1(4)の文書について

同文書の提出命令の取り消しは特に求めない。

5 同記の1(5)の準文書について

(1) 抗告人が懲戒調査において音声の聞こえない同準文書(CD-ROM2枚)を書証として提出したなどという相手方主張は、抗告人の不法行為(懲戒請求による業務妨害)という存在しない事実を示唆する目的であるという疑いが強い。さらに相手方は同準文書2枚のうち1枚(平成21年付け証拠説明書(甲X)の添付準文書)は東京弁護士会綱紀委員会を通し抗告人へ返還したなどと主張しているが(平成25年3月13日付け相手方「準備書面6」の17頁の「2」)、そのことについての同委員会からの解答は未だ得られておらず、相手方主張には十分な裏づけがない。

(2) 相手方が懲戒処分に対し審査請求(疎3の1)まで行っていること、基本事件において反訴をも提起していることを考えれば、たとえ相手方が同準文書を委員会へ返還したことが事実だとしても、その写しを保管していないことは考えられないのであり、相手方には同準文書(2枚)の提出義務があるのだから、その提出を求める。

6 第2事件記の文書

(1) 抗告人が提出した契約書のカーボンコピー(甲59)により主たる契約内容は明らかではあるものの、同文書は「挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき(民事訴訟法第220条3号)」に当たるものであること、また一般に、契約書には5年間の保管義務があること、第2事件はその5年の期間内に提起されていることを鑑みれば、相手方に文書提出義務がある

ことは明白である。

(2) 基本事件においては、相手方が委任事務を行う意思を持っていたか否かが重要な争点となっており、逆に言えば、相手方は契約法などに通じているはずの弁護士という職業にあるのだから、真に相手方に受任する意思があったのであれば当然に提出できるものであり、抗告人は、民事訴訟法第224条1項及び2項の趣旨に基づき同文書の提出命令を求める。

以上

#### 疎明方法

- 疎第3号証の1 審査請求書（相手方）
- 疎第3号証の2 裁決書（日本弁護士連合会）
- 疎第4号証 国際人権規約B規約抄訳（神戸大学）
- 疎第5号証 パスポート（抗告人）
- 疎第6号証 法学セミナー第568号113頁

#### 付属書類

- 特別抗告申立理由書副本（7部）

平成25年(ラ)第871号文書提出命令一部却下決定に対する抗告事件(原審・東京地方裁判所平成24年(モ)第280号,同第2934号)

決 定

さいたま市南区白幡6丁目14番15号

抗 告 人 橋

東京都中央区日本橋小伝馬町16番5号 新日本橋長岡ビル3階

正 弁護士事務所

相 手 方 正

主 文

- 1 本件抗告のうち,平成24年1月26日付け文書提出命令申立書記の1(1), (3), (5)記載の文書及び同年7月27日付け文書提出命令申立書(3)記の1記載の文書についての抗告を却下する。
- 2 本件抗告のうち,その余の文書についての抗告を棄却する。
- 3 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨は,原決定主文2項を取り消し,平成24年1月26日付け文書提出命令申立書(以下「第1事件申立書」という。)記の1(1), (2), (3), (5)記載の文書及び同年7月27日付け文書提出命令申立書(3)(以下「第2事件申立書」という。)記の1記載の文書についての提出命令を求めるものと解され,その理由は,別紙即時抗告申立書に記載のとおりである。

第2 事案の概要

- 1 抗告人は,平成15年9月に自動車を運転中,交通事故に遭った者であり,相手方は,肩書所在地において法律事務所を開設する弁護士である。

基本事件本訴(東京地方裁判所平成23年(ワ)第17843号)は,抗告人が相手方に対し,①交通事故に係る後遺症の等級認定交渉,示談及び訴訟提

東京高等裁判所

起のために原告人と相手方との間で委任契約が締結されたが、相手方が不誠実な事件処理を行ったこと、相手方が原告人の代理人を辞任した後、原告人によって着手金の返還を求める紛議調停の申立てのほか、相手方の懲戒請求がされたところ、これらの手続において、相手方が原告人やその母親を中傷する内容等を記載した書面を提出するなどしたこと等により、損害を被った旨を主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記委任契約の着手金相当の賠償金、精神的苦痛に対する慰謝料及びこれらに対する遅延損害金の支払を求め、②上記委任契約において、相手方が効力の生じていない契約書を用いたなどと主張して、その効力が生じていないこと等の確認を求める事案であり、基本事件反訴（同第29638号）は、相手方が原告人に対し、上記の紛議調停、懲戒請求手続、基本事件の訴訟及びインターネット上において、原告人が相手方を誹謗中傷したこと、上記各手続の申立て等により相手方の業務を妨害したことにより、精神的損害を与えた旨を主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 本件は、原告人が、基本事件において、第1事件申立書記の1(1)ないし(5)記載の文書及び第2事件申立書記の1記載の文書についての提出命令を求めるものである。

原審は、本件申立てのうち、第1事件申立書記の1(4)記載の文書についての提出を命じて、その余の申立てをいずれも却下し、原告人が即時抗告した。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 原告人は、第1事件申立書記の1(1)、(3)、(5)記載の文書及び第2事件申立書記の1記載の文書について、抗告の理由として、いずれも基本事件の審理において取り調べる必要性がある旨を主張するにとどまるものである。

しかし、上記各文書については、原決定は証拠調べをする必要性がないとして、各文書に係る文書提出命令の申立てを却下したものであるところ、証拠の

採否の決定は、受訴裁判所の専権に属するものであって、証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、上記必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできないと解するのが相当であり（最高裁判所平成11年（許）第20号平成12年3月10日第一小法廷決定・民集54巻3号1073頁）、上記各文書について、抗告人の本件抗告は許されないものというべきである。

そして、第1事件申立書記の1(2)記載の文書については、抗告人は、抗告の理由を全く主張しないが、相手方がこれを所持しているとは認めるに足りず、上記文書に係る文書提出命令の申立てに理由がないことは、原決定3頁11行目冒頭から同頁22行目末尾までに記載のとおりであるから（ただし、同3頁20・21行目及び同頁22行目の「本件文書2」をいずれも「第1事件申立書記の1(2)記載の文書」と改める。）、これを引用する。

2 よって、本件抗告のうち、第1事件申立書記の1(1)、(3)、(5)記載の文書及び第2事件申立書記の1記載の文書についての抗告は、不適法であるから却下し、その余の文書についての抗告は、理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成25年7月31日

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 大 竹 た か し

裁判官 山 本 剛 史

裁判官 平 田 直 人

東京高等裁判所

平成24年(モ)第280号 文書提出命令申立事件(第1事件)

平成24年(モ)第2934号 文書提出命令申立事件(第2事件)

(基本事件 平成23年(ワ)第17843号不当利得返還・損害賠償等請求本  
訴事件、および平成23年(ワ)第29638号損害賠償請求反訴事件)

申立人(基本事件本訴原告兼反訴被告) 橋爪裕子

相手方(基本事件本訴被告兼反訴原告) 正野朗

平成25年4月9日

## 即時抗告申立書

東京高等裁判所 御中

申立人

埼玉県さいたま市南区白幡6-14-15

橋

TEL/FAX 048-677-0661

頭書き事件の決定謄本は、平成25年4月2日に東京地方裁判所民事第28部から申立人へ送達されたが、申立人は抗告の理由があるから、民事訴訟法第233条の7項に基づき、即時抗告をする。

### 第1 原決定の表示

- 1 相手方は、本決定確定の日から2週間以内に、相手方に係る平成20年12月4日付け診療費領収書(その写しを含む。)を提出せよ。
- 2 申立人のその余の申立てをいずれも却下する。

## 第2 申立の趣旨

- 1 原決定の主文2を取り消す。
- 2 現決定の主文2の対象文書は、いずれも取り調べが必要である。  
との決定を求める。

## 第3 本件申立の概要

### 1 基本事件の概要

- (1) 基本事件本訴は、平成23年12月19日付けの訴えの変更申立書以下の申立人主張のとおり、基本事件本訴被告（以下「基本事件被告」という。）が平成20年3月4日に、申立人およびその父母から申立人の交通事故後遺症の等級認定交渉および損害賠償請求訴訟の業務委託の契約の相談を受け、申立人らに対し「本契約は乙が（公益法人である）法律相談センター運営委員会審査部会の承認を得たときに効力を生じる。」と表示された契約書を示し、口頭でもそのように説明を行なって申立人との間に契約を締結したこと、次いで同年3月24日に、法律相談センターの承認を得たという事実と反することを申立人らに説明し、申立人に着手金名目の金を支払わせたことを発端とする一連の事件について申し立てられたものである。さらに基本事件被告は、申立人との調停や懲戒手続きにおいて、申立人やその家族について虚偽の申告を行って申立人らの名誉・信用を毀損し、業務を妨害し、その上、申立人が警察に相談したことも名誉毀損であるとする不合理な主張による基本事件反訴までも提起しているから、これらも含めて申立人に金銭的損害・精神的損害を与えたとして、不法行為による損害賠償権に基づき、基本事件被告に対し、不当利得返還および損害賠償を求めた事件である。

## 2 本件決定書の概要

- (1) 現決定は、平成24年1月26日付け文書提出命令申立書（以下「第1事件申立書」という。）記の1（1）記載の文書（以下「本件文書1」という。）、同（2）に記載の文書（以下「本件文書2」という。）、同（3）に記載の文書（以下「本件文書3」という。）、同（5）に記載の文書（以下「本件文書5」という。）について却下し、同記の（4）記載の文書（以下「本件文書4」という。）のみを認容した。
- (2) また現決定は、平成24年7月27日付け文書提出命令申立書に記載の文書について申立てを却下した。

## 第4 申立の理由

### 1 第1事件の対象文書について

- (1) 本件文書1について
  - a) 本件文書1は、基本事件被告が契約の相談を受けたときと、その後のメールにおいてした「（基本事件被告は）異議申立を代行したことが6回あり、そのうち5回は繰上げが認められている」という事項説明の、根拠となりうる文書である。原決定の第4の1（1）は、申立人が基本事件において主張する不法行為の成否と、本件文書1によって証明すべき事実との関係が明らかでないとした。
  - b) 消費者契約法第4条4項1号は「役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」は「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」と定める。弁護士の役務の質については、法律的事件の種類が多岐にわたることを考えても経験に依るところ

が大きいから、弁護士としての経験に関する情報は、同1項1号の重要事項にあたりと考えられるべきである。

c) 本件文書1によって証すべき事実は、申立人が基本事件被告に業務を委託する契約を締結するにあたり、基本事件被告が重要事項について事実と異なることを告げたという不法行為の成否である。さらに、基本事件被告は、上記主張の根拠となる文書の開示などをメールで求められても開示せず、同法第1項の定める「重要事項について事実と異なることを告げられたために誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」という申立人の権利を侵害した。

d) さらに、基本事件被告は、事件の処理をする気があるというようなことをメールでは匂わせながらも、本件文書1の提示を求めた申立人に対し、申立人が互いの間の信頼関係を壊し基本事件被告の名誉を毀損したとして訴えるという不合理な内容のメールを送りつけて恐喝し（基本事件甲114の10行目）、実際に基本事件反訴を提起したという事実も指摘しておく。

e) 上記(c)の不法行為の成否を明らかにするためには、本件文書1を取り調べる必要がある。

## (2) 本件文書3について

a) 本件文書3は、申立人が提起した懲戒請求事案の「平成21年東網第153号事案」（以下、「本件懲戒事案」という。）において、基本事件被告が、平成22年4月14日付けで「本件懲戒事案の乙41」として提出した資料の副本（写し）の、写し元の文書である。申立人の所持する対象文書の副本の原本

は、「処分のオンパレード」という新聞の見出しが裏返しで写しこまれているが、基本事件被告は、その写し元の文書は「広告か何か」とであると主張し（平成24年4月18日付け準備書面3の10頁15行目）、新聞の見出しが映りこんでいるという事実を否認した。原決定の同第4の1（3）は、申立人が基本事件において主張する不法行為の成否と、本件文書3によって証明すべき事実との関係が明らかでないとした。

b) 本件文書3の提出により証される事実は、基本事件被告が、本件懲戒事案の資料に、「処分のオンパレード」という文字を写しこんで示し、懲戒請求者（申立人）および委員に対して恐喝という不法行為を行った可能性が高いという事実である。そのことは、後述（3）e)に述べる事実からも伺えるものである。

c) 申立人の所持する本件文書3の副本（基本事件甲276の2）を持ってしても上記事実を証することは不可能ではないとは考えられるものの、上記副本（写し）に写りこんだ文字はコントラストが弱く、上記事実を証することができない可能性もあるから、基本事件被告が懲戒調査において申立人および委員に対する恐喝という不法行為を行った可能性があるという事実を裏付けるには、基本事件被告の所持する本件文書3の取り調べが必要である。

(3) 本件文書5について

a) 本件文書5の「CD-ROM2枚」のうち1枚目（以下「本件文書5の1」という。）は、本件懲戒事案において、平成22年2月7日付けで「本件懲戒事案の甲63」として提出された、映像の納められたCD-ROM媒体の副本である。本件文

書5の2枚目のCD-ROM(以下「本件文書5の1」という。)は、同年2月21日付けで「本件懲戒事案の甲63の1ないし2」であり、本件文書5の1の差し替えとして提出された、本件文書5の1の内容を録取しなおした映像が納められたCD-ROM媒体の副本である。上記映像の内容はどちらも、基本事件被告が料金の高い医師を斡旋するために申立人の留守番電話に残した伝言を録取した映像である。

- b) 基本事件被告は、本件懲戒事案の調査において、上記映像の副本の音声はいずれも聞き取れなかったと主張している一方、申立人の所持する副本は、音声の聞き取りが十分可能である。現決定は、申立人が基本事件において主張する不法行為の成否と上記文書によって証明すべき事実との関係が明らかでなく、申立人の請求の当否を判断する上で上記対象文書の取調べが必要であると認めることができないとした。
- c) 上記文書によって証すべき事実は、上記文書に収録された映像はいずれも音声聞き取れるものであるという事実である。
- d) 上記事実によって明らかになる不法行為は、基本事件被告が本件懲戒事案の委員に対し、本件文書5の1の音声聞きとれないという虚偽の申告を行うという偽計によって懲戒請求者(申立人)に本件文書5の2を提出させるという負担を与え、その業務を妨害し、さらに、本件文書5の2についても内容聞き取れないと主張することにより、懲戒されないという結果(基本事件の乙7)に近づくように委員に働きかけ、申立人の身分に関わらず平等に行政サービスを受けることができるという憲法14条の定める権利を侵害したことである(弁護士懲戒

はその結果に対して行政不服審査を申し立てることができることからも行政サービスであることは明らかである)。

- e) 基本事件被告が、委員と話し合いし、自らに有利な結果をとりはらかっていたという事実は、基本事件被告が、委員から『「何か事前に検討したメモでもないか？」』(基本事件平成24年1月26日付け準備書面の12頁の下から12行目)などの指示を受けていたという陳述からも明らかである(申立人は委員からの指示を受けることはできなかった)。また本件懲戒事案は、提出された資料や議事録を、懲戒請求者(申立人)にも開示せず、また、委員を忌避できるのは調査対象の弁護士のみであるという、一見して行政手続として憲法第14条に反する、大変特殊な事情の中で行われているということも指摘しておく(そのことを定めているのは「日本弁護士連合会会規第57号」第10条および5条であるが(疎の1)、東京弁護士会会規も、また同様である(疎の2「会規第23条」)によれば)。また、基本事件被告は、会費として毎月18,500円を同会へ納付しており、同会との間に明らかな利害関係があるということも、念のため指摘しておく(疎の2「会規第27条」)。
- f) 基本事件被告は、本件文書5の1については、東京弁護士会へ送付してしまい所持していないと主張しているが、本件文書5の2については、所持していないとは主張しておらず、さらに、本件懲戒事案の結果について行政不服審査を申立てているのであるから、本件文書5の2は当然に所持しているものと考えられる。
- g) 申立人の所持する本件文書5の2の副本(基本事件の甲27

6の2)を持ってしても上記事実を証することは不可能ではないとは考えられるものの、何らかの理由で本件文書5の2とは内容が違ってしまっているということも考えられるのだから、本件文書5の2を取り調べることによってのみ、上記不法行為の成否を明らかにすることができるのだから、対象文書は取り調べの必要がある(東京弁護士会の所持する同文書の正本についての提出命令申立ての結果が明らかではない以上)。

## 2 第2事件の対象文書について

- (1) 第2事件の対象文書は、申立人と相手方との間で交わされた平成20年3月4日付けの契約書の原本2通のうち、基本事件被告の所持する原本である。商法第522条は、契約行為の債権の消滅時効を5年、また所得税法施行規則第63条2号は、契約書の保管期間を5年と定めるが、基本事件本訴が提起されたのは、契約締結の日から5年以内である平成23年2月7日であり、また本件申立てが行われたのは平成24年7月27日であるから、基本事件被告は対象文書を所持している義務があるものである。原決定の第4の3項は、申立人が書証として提出した同契約書中、申立人が指摘する箇所についての判読は可能であるから、上記対象文書の取調べが必要であると認めることはできないとした。
- (2) 同文書の提出命令の結果において証すべき事実は、対象文書に表示された文言の内容にとどまらず、基本事件被告が、対象文書を5年もたたずに破棄してしまっていたという主張にかかる事実でもあり、上記(2)に反する不法行為の成否である。そのことはさらに、基本事件被告が、契約書の文言によれば契約に効力が生じていないことを知りながら、申立人に料金を支払わせ、相談をすっぽ

かしたりして自らの信頼性をなくし、申立人に事件処理の負担を負わせて仕事を欠勤せざるを得なくさせ、申立人の会社からの信用を失墜させて解雇されざるを得なくさせたという不法行為を行った（病気などが主因ではなく、故意による行為だったからこそ、対象文書も残しておく必要がなかった）という、基本事件本訴の申立人の主張の裏づけのひとつとなりうるものである。

- (3) 上記不法行為の成否は、対象文書の提出によってのみ明らかになるものであるから、対象文書は取り調べる必要がある。

## 第5 結論

以上のことから、申立人が基本事件において主張する不法行為の成否と、上記文書によって証明すべき事実との関係は明らかであり、基本事件申立人の請求の当否を判断する上で、上記対象文書の取り調べは必要であると認められるべきものであるから、本申立をする。

以上

## 添付書類

- 疎第1号証 日本弁護士連合会会規第57号  
疎第2号証 東京弁護士会会規

平成24年(モ)第280号 文書提出命令申立事件 (第1事件)

平成24年(モ)第2934号 文書提出命令申立事件 (第2事件)

(基本事件・平成23年(ワ)第17843号損害賠償等請求本訴事件, 同年(ワ)第29638号損害賠償請求反訴事件)

## 決 定

申立人 (基本事件本訴原告兼反訴被告)

橋

相手方 (基本事件本訴被告兼反訴原告)

正

## 主 文

- 1 相手方は, 本決定確定の日から2週間以内に, 相手方に係る平成20年12月4日付け診療費領収書 (その写しを含む。) を提出せよ。
- 2 申立人のその余の申立てをいずれも却下する。

## 理 由

### 第1 申立ての趣旨及び理由

#### 1 第1事件

別紙1「平成24年1月26日付け文書提出命令申立書」(写し)記載のとおり。

#### 2 第2事件

別紙2「平成24年7月27日付け文書提出命令申立書(3)」(写し)記載のとおり。

### 第2 相手方の意見

#### 1 第1事件

別紙3「平成24年3月1日付け文書提出命令申立に対する意見書」（写し）記載のとおり。

## 2 第2事件

申立人は対象文書を所持しているが、既に基本事件において書証（基本事件の甲59号証）として提出している。申立人が主張する「立証すべき事項」は上記書証に記載の内容により明らかになっており、対象文書を取り調べる必要性はない。

## 第3 基本事件の概要

1 基本事件本訴は、申立人が、相手方に対し、①交通事故に係る後遺症の等級認定交渉、示談及び訴訟提起のため、弁護士である相手方との間で委任契約を締結したところ、相手方が不誠実な事件処理を行ったことや、相手方が申立人の代理人を辞任した後に、着手金の返還を求める紛議調停の申立てや相手方の懲戒の請求をしたところ、これらの手続において、相手方から、申立人や申立人の母親を中傷する内容等を記載した書面を提出されるなどしたこと等により精神的苦痛を被ったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記委任契約の着手金及び慰謝料の支払を求め、②相手方が上記委任契約において効力のない契約書を用いたとして、相手方に対し、上記委任契約の効力が生じていないこと等の確認を求めた事案である。

2 基本事件反訴は、相手方が、申立人は、上記の紛議調停や懲戒手続、基本事件の訴訟及びインターネットにおいて、相手方を誹謗、中傷したり、上記各手続の申立て等により相手方の業務を妨害したりし、これにより相手方に精神的損害を与えたとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、申立人に対し、慰謝料の支払を求めた事案である。

## 第4 当裁判所の判断

### 1 第1事件の対象文書の証拠調べの必要性

(1) 平成24年1月26日付け文書提出命令申立書（以下「第1事件申立書」

という。)記の1(1)記載の文書(以下「本件文書1」という。)について

申立人は、相手方が申立人に対し「異議申立を代行したことが6回あり、そのうち5回は繰上げが認められている」と説明したところ、本件文書1により証明すべき事実として、相手方の説明した内容が事実であるか否かを挙げる。しかしながら、一件記録によっても、申立人が基本事件において主張する相手方の不法行為の成否と上記証明すべき事実との関係が明らかではなく、基本事件における申立人の請求の当否を判断する上で、本件文書1の取調べが必要であると認めることはできない。

(2) 第1事件申立書記の1(2)記載の文書(以下「本件文書2」という。)について

申立人は、相手方が平成23年3月23日付け答弁書において、乙6(平林医師宛の協力依頼状)をいちほら病院宛てにFAXしたとして、適切な事件処理をしていた旨を主張するところ、本件文書2は当該ファクシミリの送信記録であり、これにより証明すべき事実として、相手方の上記主張が事実であるか否かを挙げる。これに対し、相手方は、上記ファクシミリを送信した平成20年3月12日よりも後にファクシミリ送信機を含む複合機を入れ替えたことから、本件文書2を所持していないと主張する。

一件記録によれば、相手方は、平成22年1月18日ころ、株式会社クラフティとの間で、新たに複合機のリース契約を締結し、同日以前に使用していた複合機をリース会社に返還したことが認められるから、相手方が本件文書2を所持しているとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件文書2に係る申立ては理由がない。

(3) 第1事件申立書記の1(3)記載の文書(以下「本件文書3」という。)について

申立人は、本件文書3は相手方の懲戒手続において、相手方が職務を行っていたことを証明するため準備書面に添付した文書の原本であり、これによ

り証明すべき事実として、相手方の主張が事実であるか否かを挙げる。しかしながら、一件記録によっても、申立人が基本事件において主張する相手方の不法行為の成否と上記証明すべき事実との関係が明らかではなく、基本事件における申立人の請求の当否を判断する上で、本件文書3の取調べが必要であると認めることはできない。

(4) 第1事件申立書記の1(4)記載の文書（以下「本件文書4」という。）について

ア 一件記録によれば、相手方は、基本事件において、本件文書4（相手方に係る平成20年12月4日付け診療費領収書）のうち文書の作成者を特定できる部分にマスキングを施し、これを書証として提出したこと（基本事件の乙73号証。以下「本件書証」という。）が認められる。したがって、本件文書4は、基本事件の当事者である相手方が訴訟において引用した文書であり、これを相手方が所持していることは明らかであるから、民法220条1号に該当する。

イ(ア) 申立人は、本件文書4により証明すべき事実として、本件文書4の成立の真正及び相手方が平成20年12月4日に病院で診療を受けたことが事実であるか否かを挙げる。

イ(イ) 一件記録によれば、基本事件において、申立人は、相手方の不誠実な事件処理の具体的な内容の一つとして、平成20年12月4日、相手方と共に新座志木中央総合病院に赴き医師と面会する予定であったにもかかわらず、相手方が急遽欠席したことを主張しているのに対し、相手方は、欠席の原因は持病の腰痛が悪化して病院で受診していたためであると主張して、不法行為の成立を争い、この受診の事実を立証するために本件証拠を提出したことが認められる。

そうすると、相手方の受診の事実の有無は、申立人の請求の当否の判断に影響を与えるものであり、当該事実の有無や、その立証のために提

出された本件書証の成立の真正を判断するためには、本件文書4を取り調べる必要があるものと認められる。

(ウ) これに対し、相手方は、マスクングのない診療費領収書を申立人に開示すると、申立人が上記領収書を発行した病院に乗り込んで誹謗中傷を加えることにより、相手方が同病院を受診できなくなるおそれが極めて大きいなどと主張するが、当該おそれを認めるに足りる的確な証拠はないから、相手方の主張を採用することはできない。

(なお、相手方は、上記領収書の原本は既に税務署に提出済みであるから所持していない旨を主張するが、そうであったとしても、マスクングをしていない写しを所持していることは否認しておらず、また、申立人は、(相手方が原本を所持していない場合には) マスクングのない写しの提出を求める趣旨であると認められるから、上記領収書の原本又は写しの提出を命ずることとする。)

ウ 以上によれば、本件文書4に係る申立人の文書提出命令の申立ては理由がある。

(5) 第1事件申立書記の1(5)記載の文書(以下「本件文書5」という。)について

申立人は、本件文書5は申立人が相手方に対して送付したCD-ROMであるところ、相手方が、上記懲戒手続において、本件文書5には何らの録音・録画がされていないと主張したとして、本件文書5により証明すべき事実として、かかる相手方の主張が事実であるか否かを挙げる。しかしながら、一件記録によっても、申立人が基本事件において主張する相手方の不法行為の成否と上記証明すべき事実との関係が明らかではなく、基本事件における申立人の請求の当否を判断する上で、本件文書5の取調べが必要であると認めることはできない。

### 3 第2事件の対象文書の証拠調べの必要性

第2事件の対象文書は、申立人と相手方との間で交わされた平成20年3月4日付けの委任契約書の原本であり、申立人は、基本事件において、既に同日付け契約書を書証として提出しているが、申立人の所持する同契約書は、相手方において所持する同契約書原本のカーボンコピーであり、判読が困難な箇所があるので、同原本の提出を命ずべき理由があると主張する。しかしながら、申立人が書証として提出した同契約書中、申立人が指摘する箇所についての判読は可能であるから、上記対象文書の取調べが必要であると認めることはできない。

- 4 以上によれば、本件申立てのうち、本件文書4に係る申立てについては理由があるからこれを認容することとし、申立人らのその余の文書に関する申立てについては理由がないからこれを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成25年3月29日

東京地方裁判所民事第28部

裁判長裁判官

大 竹 昭



裁判官

大 野 晃



裁判官

本 井 修



事件名：平成23年(ワ)第17843号及び  
平成23年(ワ)第29638号反訴事件  
原告(反訴被告)：橋  
被告(反訴原告)：正

## 文書提出命令申立書(3)

平成24年7月27日

東京地方裁判所民事第28部A合議係 御中

原告・反訴被告 橋

頭書の事件につき、下記のとおり文書提出命令申立をする。

### 記

#### 1. 文書の表示

原告の交通事故損害賠償請求訴訟等委任契約にかかる上記当事者間平成20年3月4日付契約書の正本原本。

#### 2. 文書の趣旨

上記文書は、上記当事者間の原告交通事故損害賠償請求訴訟等の委任契約書として、被告が、弁護士相談センターの契約書用紙に契約にかかる付随事項を記入し、原告及び原告父母らはその記載事項や契約内容を確認、上記当事者双方が署名・押印をした契約書正本の原本。

#### 3. 文書の所持者

被告。

#### 4. 証明すべき事実

(1) 被告が上記文書によって上記当事者間の委任契約を行えるかのように

装い、契約の付随事項として、諸費用を「裁判をやるときは8万円、やらないときは1万円」、また、「3月末に1万円預かり」、着手金の分割支払方法を「委任時50,000、3月末150,000、4月末160,000、5月末165,000(円)」等を、その記入により指定したことの事実。

- (2) 上記文書の冒頭の第1項が、「本契約は乙が法律相談センター運営委員会審査部会の承認を得たときに効力を生じる。」と定めていることの実。

## 5. 文書提出義務の原因

被告は上記文書について、以下の原因と、また民事訴訟法220条1号及び3号によって、文書提出の義務がある。

- (1) 上記文書は、原告提出平成23年2月7日付訴状に控えの原本(甲第59号証)が引用されている。しかるに、被告が非常に判読し難い文字で付随事項を記入した上、原告提出の控えの原本(カーボンコピー)ではさらに文字が判読し難くなっているため、上記文書に記載された記載事項を確認する必要がある。また他に、これに替わるべき証拠の存在は考えがたい。
- (2) 上記文書は作成されたときから起算しても未だ5年間を経過しておらず、また被告は、同委任契約行為にかかる付随文書(乙第33号証、乙第79号証、他)は保管しているのだから、当然に上記文書を保管しているはずである。
- (3) さらに上記文書は法220条4号イからハマまでに挙げる文書のどれにも該当しないから、被告はこれを提出する義務がある(大阪高等裁判所平成元年6月28日/平成元年(ラ)第194号)。

# 文書提出命令申立書

事件名： 平成23年(ワ)第17843号 損害賠償請求本訴事件  
及び平成23年(ワ)第29638号 損害賠償請求反訴事件

原告(反诉被告):橋

被告(反訴原告):正

平成24年1月26日

東京地方裁判所民事第28部はB係 御中

原告(反诉被告) 橋

## 記

### 1. 文書の表示

- (1) 被告(反訴原告。以下「被告」という。)が、交通事故損害賠償の手続を代行したことが、6度あることを示す記録(被告が作成した申請書等)。
- (2) 被告の平成20年3月12日前後のファックス送信記録(いちほら病院宛にファックスを送信したときのもの)。
- (3) 被告が、準備書面(甲179)に添付した「乙41のメモ書き」の原本。
- (4) 被告にかかる平成20年12月4日付診療費領収書の原本(黒塗りされていないもの)。
- (5) 東京弁護士会の懲戒請求申立手続で、原告(反诉被告。以下、「原告」という。)から被告へ送付された「甲63号証」のCD-ROM2枚(同CD-ROMの立証の趣旨は甲200の1ないし3に同じ)。

### 2. 文書の趣旨

- (1) 文書の表示(1)の文書は、被告がメール(甲112の1)の、「異義申立てにより」で始まる段に、「異義申立を代行したことが6回あり、そのうち5回は繰上げが認められている」と説明した。
- (2) 文書の表示(2)の文書は、被告が、平成23年3月23日付答弁書の第2の3項の(4)の2(第8頁)で、「平林医師宛の協力依頼状(乙6)をいちほら病院宛にFAXした」という旨を主張した。
- (3) 文書の表示(3)の文書は、被告が、懲戒審査事件の平成22年4月14日付準備書面(甲179)の第8頁の4項の(5)の5)に、原告の職務を行っていた証拠として添付した。

- (4) 文書の表示(4)の文書は、被告が、平成23年5月11日付準備書面1の第9頁の、第2の3項の(3)の2)の(c)で、懲戒請求審査において、綱紀委員から、「領収書があったら出すべき」と言われ、その通りにしたと主張した。
- (5) 文書の表示(5)記載の証拠は、懲戒請求審査において、原告が東京弁護士会へ送付し、次いで同弁護士会が被告へ送付した。

### 3. 文書の所持者

上記文書のいずれも被告である。

### 4. 証明すべき事実

- (1) 文書1は、文書の趣旨(1)の、被告の説明が、事実であったか否か。
- (2) 文書2は、文書の趣旨(2)の、被告の主張が、事実であるか否か。
- (3) 文書3は、文書の趣旨(3)の、被告の主張が、事実であるか否か。
- (4) 文書4は、同文書が真正であって、平成20年12月4日に、被告が病院にかかったことが、事実であるか否か。
- (5) 文書5は、被告が、同懲戒請求審査において、当該CD-ROMに何も録音されていないと主張したこと(甲177の「準備書面3」の1項)が、事実か否か。

### 5. 文書提出の義務の原因

上記文書1ないし5については、被告は、以下の原因と、また、民事訴訟法220条一号ないし三号によっても、文書提出の義務がある。

- (1) 上記文書1については、被告は、原告と契約行為をするとき、文書の趣旨(1)の内容を説明し、原告らは、それが事実であると信じて契約したが、被告は、その後、自ら原告との契約を解除したいと言って辞任したのであるから、契約のときの説明が、真実であったことを証明すべきである。
- (2) 上記文書2は、被告が、紛議調停事件で、乙6のファックスをしたことが職務を行っていた証拠であるという旨を主張したが、原告は、被告から報告をうけていなかったし、平林医師も被告のことを知らないと述べた。
- (3) 上記文書3は、被告が、原告が依頼した職務を行っていた証拠のひとつであると主張したが、原告はこれも報告を受けていなかったし、また文書に、乙証拠番号が記されているなど、不自然な部分がみられる。
- (4) 上記文書4は、被告が、原告に対して開示しなかったことで、原告との紛争の一因となったものであって、また、真正か否かが不明である。
- (5) 上記文書5は、被告が、懲戒審査事件のとき、証明すべき事実(5)の主張をしたが、原告は、そこに記録された動画に、音声も録音されていることを確かめてから送付したものである。

以上



# 事故発生状況説明書

- (注) ① ( ) の事項は、おおよその数値を記入または該当するものを○印で囲んでください。  
 ② 甲欄には、甲車の運転者氏名を記入してください。  
 ③ 乙欄には、自賠責保険請求書に記載の“負傷または死亡された方の氏名”を記入してください。  
 ④ この書類は、自賠責損害調査事務所に送付されます。また、保険金(損害賠償額)支払手続上必要と認められる場合には、事故の相手方等に送付することがあります。

	甲 氏名	乙 氏名	運転・同乗 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">甲車</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">甲車以外の車</span> 歩行・その他( )
速度	甲車 50~60 km/h (制限速度 50 km/h), 甲車以外の車 40~50 km/h (制限速度 50 km/h)		
道路状況	見通し <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(良い)</span> ・悪い	道路幅	甲車側 (11.6 m), 甲車以外の車側 ( ) m
信号又は標識	信号 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(有)</span> ・無), 一時停止標識 (有・無), その他標識 ( )		
事故発生状況を図示してください。	事故発生状況略図(道路幅をmで記入してください。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     甲車 長 4,735 m 幅 1,760 m                      乙車 長 3,395 m 幅 1,475 m                 </div>		
事故発生状況の説明を書いてください。	乙は軽貨物自動車を時速 45km 前後で運転中、交差点様子見のため A 地点で加速を緩めたが車両後部に衝撃を感じ、急に加速し出したので制動した。甲は加速し続け乙車を 50~60km/h に暴走させ、左右前輪を破裂させ、路肩に衝突させて逃走した。警察署によれば少なくとも B~C 地点で路面に乙車の制動痕がついた。縁石は幅約 4m が損壊し、防護柵支柱 1 本は根元で破断した。		

別紙交通事故証明書に補足して、上記のとおり説明いたします。

年 4 月 26 日

記載者 甲との関係 ( )  
 乙との関係 ( 本人 ) 氏名 橋